失踪宣告取消

平成２８年（家）第８３３６号
本籍千葉県流山市大字東深井448番地の30、
住所東京都江戸川区北葛西５―23―６
申立人（失踪者）　島宮　　修
昭和33年12月１日生
平成29年３月22日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第４２号
本籍沖縄県那覇市赤田町１丁目７番地、住所
沖縄県那覇市赤田町１丁目７番地
失踪者　城間　宏忠
大正５年２月13日生
平成29年３月18日失踪宣告取消審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第４号
茨城県土浦市小山崎196番地の２
申立人　有限会社宮本造園
代表者代表取締役　宮本　　正
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月17日
平成29年３月22日　土浦簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ543570
金額　350,000円
支払期日　平成29年１月20日
支払地　茨城県土浦市
支払場所　株式会社筑波銀行本店営業部
振出日　平成28年９月20日
振出地　茨城県土浦市
振出人　佐々木建設株式会社　代表取締役　小池　文男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第５号
横浜市戸塚区川上町88番地17
申立人　有限会社デンタルサプライ
代表者代表取締役　佐藤　浩志
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月21日
平成29年３月22日　神奈川簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＮＢ120947
金額　250,000円
支払人　株式会社三井住友銀行綱島支店
支払地　横浜市港北区
振出日　平成28年11月30日
振出地　横浜市
振出人　篠崎歯科医院　院長　篠崎　悦男
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第６号
岐阜県本巣市根尾板所259番地の１
申立人　株式会社所組
代表者代表取締役　所　　克仁
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月21日
平成29年３月22日　岐阜簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＨ03200
金額　462,200円
支払期日　平成28年12月20日
支払地　岐阜県各務原市
支払場所　株式会社十六銀行蘇原支店
振出日　平成28年８月25日
振出地　岐阜県各務原市
振出人　天龍建設株式会社　代表取締役　八木重喜
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第１号
大阪市平野区長吉川辺２丁目北２番16号
申立人　有限会社カンサイ松本金属
代表者代表取締役　松本三喜雄
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月17日
平成29年３月21日　舞鶴簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｆ059230
金額　205,828円
支払期日　平成29年２月25日
支払地　京都府舞鶴市
支払場所　株式会社京都銀行西舞鶴支店
振出日　平成28年10月10日
振出地　京都府舞鶴市字丹波20番地
振出人　株式会社イマヤス　代表者代表取締役　今安　茂也
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第６６号
愛知県刈谷市小垣江町御茶屋下52番地１
申立人　株式会社中西製作所
代表者代表取締役　中西　通孝
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月21日
平成29年３月22日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＫＥ66297
金額　334,692円
支払期日　平成28年１月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行新大阪駅前支店
振出日　平成27年９月30日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ハヤシ　代表取締役　林秀昭
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続における包括的禁止命令

平成２９年（フ）第１０１号
新潟県魚沼市井口新田764番地
債務者　株式会社大沢加工
主文　全ての債権者は、本件破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成29年３月30日　新潟地方裁判所民事部

破産手続における保全管理命令

平成２９年（フ）第１０１号
新潟県魚沼市井口新田764番地
債務者　株式会社大沢加工
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　伊津　良治
３　保全管理人が下記の行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。

記

平成29年３月29日までの原因に基づいて生じた債務（次のものを除く。）の弁済及び担保の提供
⑴　債務者とその従業員との雇用関係に基づき生じた債務（ただし、退職金支払債務を除く。）
⑵　債務者が締結した労働者派遣契約に基づき生じた債務
⑶　債務者の事務所及び施設の水道光熱費及び通信に係る債務
⑷　債務者の事業所の備品のリース料
⑸　債務者の事業に関する運送費及び倉庫使用に関する債務
⑹　債務者の事業所内に存する事務機器、コンピューター、食品製造に関する機器その他の設備機器のメンテナンス費用に関する債務
⑺　債務総額が金10万円以下の債務
平成29年３月30日　新潟地方裁判所民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１５９号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目16番地５
債務者　株式会社イチマツ
代表者代表取締役　黒岩　宗夫
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　明子
４　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前10時40分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３８号
千葉県柏市大島田91番地22
債務者　有限会社新伸工業
代表者代表取締役　薄　　岩男
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧田謙太郎
４　破産債権の届出期間　平成29年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前11時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部